

2010 年 6 月 29 日

各 位

アリアンツ生命保険株式会社

**アリアンツ生命保険、米ドル建て変額年金保険
「アクティブビジョンⅡ」を販売開始**

アリアンツ生命保険株式会社(代表取締役社長:三宅伊智朗)は、米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・Ⅲ型)を開発し、2010 年 7 月 1 日より販売を開始します。

米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・Ⅲ型)

販売開始日	販売名称	取扱金融機関
2010 年 7 月 1 日	アクティブビジョンⅡ	株式会社三井住友銀行

先行きが不透明な市場環境の中で、「資産を減らさず、使いたいときにすぐに、そして長期間にわたって、年金として受け取りたい」というお客さまのニーズはますます高まっています。米ドル建一時払変額年金保険(年金額最低保証・Ⅲ型)は、「米ドル建て年金額の最低保証」に加え、「年金支払期間中も運用実績により増加する年金額」、さらに「ご契約より最短 1 年後から一生お受け取りいただける年金」という特徴を備えており、お客さまは安定的・計画的に年金をお受け取りいただくことができます。

アリアンツ生命保険では、「資産をふやす」・「資産をつかう」・「資産をのこす」といった、資産形成についてのお客さまのあらゆるニーズを満たす多様な保険商品の開発に取組み、商品ラインアップの拡充を進めていく予定です。

以上

<本件に関するお問合せ先>

アリアンツ生命保険株式会社 広報担当

Tel 03-4588-1505 Fax 03-4588-1511

1 / 7

商品概要

■最低保証される米ドル建て年金額には増加のチャンス (図 1、図 2、図 3 参照)

米ドル建ての年金額が一生涯最低保証^(注 1)されます。第 1 回の年金額は、年金支払開始日の前日の年金算出基準額に、契約日における基準金利^(注 2)および年金支払開始日における被保険者の年齢に応じた年金額算出率を乗じた額となります。この年金額は、以後の特別勘定の運用実績にかかわらず、下がることはありません。

第 2 回以後は、運用が好調で年金支払日の前日の積立金額が、前年の年金支払日の前日の積立金額より大きい場合や、年金支払日の前日の積立金額に年金額算出率を乗じた額がそれまでの年金額より大きい場合、年金額が増加します。増加した年金額は以後下がることはありません。

さらに、第 1 回の年金額を計算する際の基準となる年金算出基準額^(注 3)は、据置期間中、特別勘定の運用実績にかかわらず、毎年の契約応当日ごとに基本保険金額に対して年 3%単利で最高 9 回にわたり増加し、最大で基本保険金額(一時払保険料)の 127%となります。

注 1 米ドル建ての年金を円でお受け取りいただく場合、お受取額は為替相場の影響を受け増減します。

注 2 基準金利は、会社の定める期間における米ドル金利スワップレート 10 年物仲値の平均値とし、毎月 1 日に設定されます。

注 3 年金算出基準額を一括でお受け取りいただくことはできません。

■年金は 1 年後から一生涯 (図 1 参照)

年金はご契約より最短で 1 年後からお受け取り可能^(注 4)で、お受け取りいただける期間は一生です。

注 4 年金支払開始年齢は 51 歳から 90 歳です。

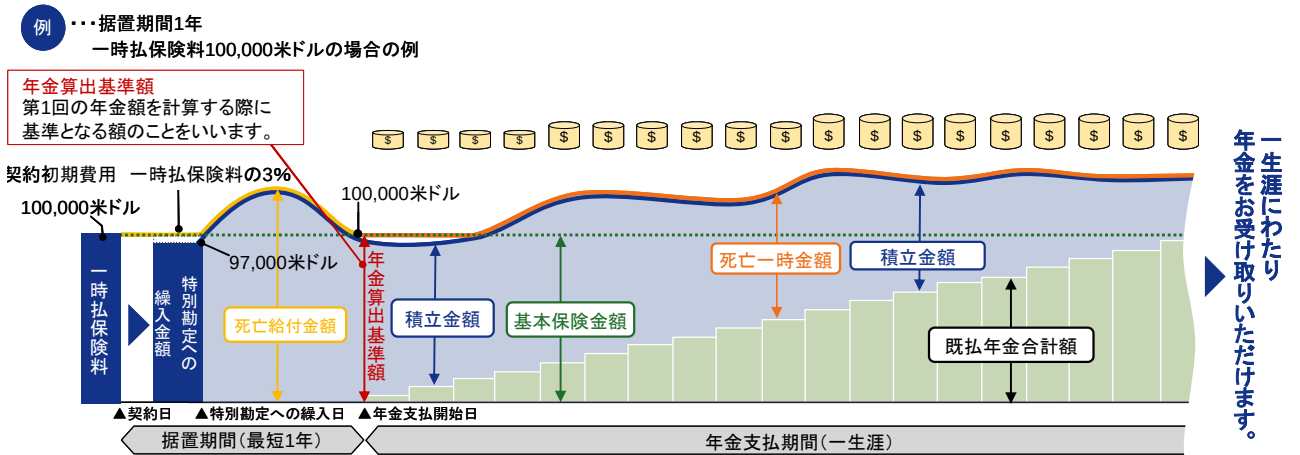
■市場の環境に対応する運用を行います(図 4 参照)

特別勘定は、積立金を主として外国投資信託に投資することにより運用を行います。外国投資信託は、収益の獲得を目的とする「収益期待資産」と資産の減少リスクの回避を目的とする「リスク回避資産」で構成され、これらの資産の配分比率は収益期待資産のボラティリティ^(注 5)に応じて毎週自動的に見直されます。

収益期待資産の価格の変動が小さいとき(ボラティリティが低いとき)は、収益期待資産の配分比率を引上げ、収益の獲得を目指します。また、収益期待資産の価格の変動が大きいとき(ボラティリティが高いとき)は、リスク回避資産の配分比率を引上げ、価格の変動リスクを軽減します。

注 5 ボラティリティとは、株式や債券などの値動きにもとづいて算出した、価格変動の大きさを示す指標です。

図 1



※特別勘定への繰入日はつぎのいずれか遅い日となります。

- (1) アリアンツ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日の翌日
- (2) 契約日からその日を含めて8日目(その日が営業日でないときは翌営業日)の翌日

※図はイメージであり、ご契約の一部解除などがなかった場合のものです。
また、将来の積立金額、死亡給付金額、死亡一時金額、年金額などを保証するものではありません。

図 2

年金算出基準額のイメージ図

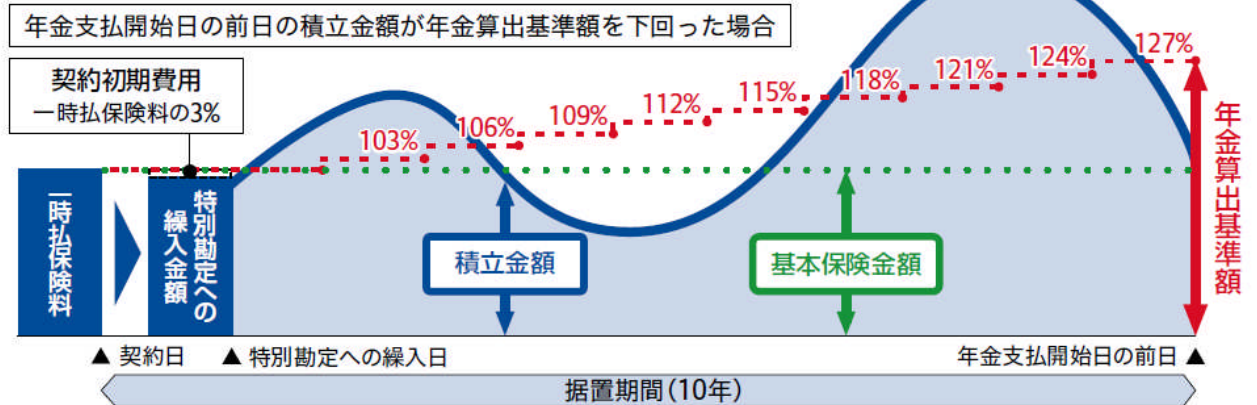


図 3

年金額算出率

- 年金額算出率とは、年金額を計算する際に用いる割合のことをいい、契約日における基準金利および年金支払日における被保険者の年齢に応じて決まります。
- 基準金利は、毎月1日に設定されます。お申込日から契約日までの間に基準金利が変更になった場合、年金額算出率はお申込日時点と異なることがあります。
- お客さまのご契約の基準金利は、ご契約後に変更されることはありません。

		被保険者の年齢								
		51歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳	65歳～69歳	70歳～73歳	74歳～76歳	77歳～79歳	80歳～82歳	83歳～90歳
契約日における基準金利	2.5%未満	2.7%	2.8%	3.2%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.3%	5.8%
	2.5%以上2.7%未満	2.9%	3.0%	3.4%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.5%	6.0%
	2.7%以上2.9%未満	3.1%	3.2%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.7%	6.2%
	2.9%以上3.1%未満	3.3%	3.4%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.9%	6.4%
	3.1%以上3.3%未満	3.5%	3.6%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.1%	6.6%
	3.3%以上3.5%未満	3.7%	3.8%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.3%	6.8%
	3.5%以上3.7%未満	3.9%	4.0%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.0%	6.5%	7.0%
	3.7%以上3.9%未満	4.1%	4.2%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.7%	7.2%
	3.9%以上4.1%未満	4.3%	4.4%	4.8%	5.2%	5.6%	6.0%	6.4%	6.9%	7.4%
	4.1%以上4.3%未満	4.5%	4.6%	5.0%	5.4%	5.8%	6.2%	6.6%	7.1%	7.6%
	4.3%以上4.5%未満	4.6%	4.7%	5.1%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.2%	7.7%
	4.5%以上4.7%未満	4.8%	4.9%	5.3%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.4%	7.9%
	4.7%以上4.9%未満	5.0%	5.1%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.6%	8.1%
	4.9%以上5.1%未満	5.2%	5.3%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.3%	7.8%	8.3%
	5.1%以上5.3%未満	5.4%	5.5%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.5%	8.0%	8.5%
5.3%以上5.5%未満	5.6%	5.7%	6.1%	6.5%	6.9%	7.3%	7.7%	8.2%	8.7%	
5.5%以上	5.8%	5.9%	6.3%	6.7%	7.1%	7.5%	7.9%	8.4%	8.9%	

年金算出基準額と第1回の年金額の計算例 ※年金支払開始日の前日の積立金額が年金算出基準額を下回ったと仮定しています。

ご契約例: 契約年齢60歳 一時払保険料 100,000米ドル 据置期間5年

年金支払開始年齢65歳 基準金利 3.7%(年金額算出率5%)

年金算出基準額…………… 100,000米ドル + 100,000米ドル × 3% × 4回 = 112,000米ドル

第1回の年金額…………… 112,000米ドル × 5% = 5,600米ドル

図 4

■ 特別勘定が主な投資対象とする外国投資信託

外国投資信託名:アリアンツ・ライフ・リスク・コントロール・ファンド(USD)

		資産種類	組入比率	ベンチマーク	運用会社
収益期待資産の構成	収益期待資産	米国株式	25%	S&P500種指数	アリアンツ・グローバル・インベスターズ KAG mbH
		欧州株式 (為替ヘッジあり)	10%	ユーロ・ストックス50指数 (為替ヘッジ付)	
		英国株式 (為替ヘッジあり)	5%	FTSE100指数 (為替ヘッジ付)	
		米国債券	60%	シティグループ 米国債インデックス (3-5年)	
リスク回避資産	リスク回避資産	短期金融資産	—	設定されていません ※米ドル短期金利並みの収益を目指します。	

S&P500種指数、ユーロ・ストックス50指数®、FTSE100指数およびシティグループ米国債インデックス(3-5年)は、それぞれスタンダード・&・プアーズ サービスーズ、STOXX Ltd.、FTSEインターナショナルリミテッドおよびシティグループ・グローバル・マーケット・インクまたはそれらの許諾者の知的財産および登録商標であり、その許可のもとに使用しています。当指数を使用した本保険商品および投資信託は、各社またはそれらの許諾者によって保証、支持、販売促進されるものではなく、また、各社またはそれらの許諾者は一切の責任を負いません。

ご契約のお取扱い

契約年齢 (被保険者の年齢)	50 歳～75 歳(満年齢)
一時払保険料 (基本保険金額)	50,000 米ドル～5 億円* (100 米ドル単位) ※ 被保険者単位で通算します。同一被保険者で、アリアンツ生命の定める保険契約を複数ご契約の場合、それぞれの基本保険金額を通算して 5 億円*をこえることはできません。
保険料払込方法	一時払のみ
据置期間	1 年～40 年(1 年単位) ※ 年金支払開始時の被保険者年齢は、51 歳～90 歳となります。
年金種類	特別勘定終身年金
付加できる特約	年金円支払特約、円支払特約、年金分割支払特約、遺族年金支払特約
基本保険金額の増額	お取扱いしません。
クーリング・オフ	お申込者またはご契約者は、ご契約のお申込日からその日を含めて 8 日以内(消印有効)であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

* アリアンツ生命所定の為替レートにより円換算します。

「アクティブビジョンⅡ」についてご確認いただきたい事項

投資リスクについて

- この商品では、お申込みいただいた一時払保険料から契約初期費用を控除した金額を積立金として特別勘定で運用します。特別勘定は、外国株式および米国債券などを主な投資対象とする外国投資信託などに投資することにより運用を行います。
- この商品では、資産運用の結果が直接、死亡給付金額、解約返戻金額および将来の年金額などに反映されることから、高い収益性も期待できますが、一方で投資の対象となる株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、解約返戻金額などのお受け取りになる金額の合計額が一時払保険料を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

為替リスクについて

- この商品は米ドル建てのため、外国為替相場の変動による影響を受けます。
- 年金や給付金などのお受取時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額が、ご契約時における外国為替相場により円に換算した年金や給付金などの額を下回る場合があります。
- お受取時における外国為替相場により円に換算した年金受取総額などが、お払込時における外国為替相場により円に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。
- これらのリスクは、ご契約者および受取人に帰属することになります。

諸費用について

- この商品にかかる費用は、つぎの「契約初期費用」、「保険契約関連費用」、「資産運用関連費用」の合計額となります。また、特定のお客さまには「解約控除」、「年金管理費」がかかります。

	項目	目的	費用	ご負担いただく時期
ご契約時にかかる費用	契約初期費用	ご契約の締結などにかかる費用です。	一時払保険料に対して 3%	特別勘定への繰入時に、一時払保険料から控除します。
特別勘定による運用期間中にかかる費用	保険契約関連費用	ご契約の維持・管理および年金・死亡給付金などを最低保証するための費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.98%	毎日、左記の年率の1/365を特別勘定の資産から控除します。
	資産運用関連費用	特別勘定の運用にかかる費用で、特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の管理報酬などが含まれます。	特別勘定において主な投資対象とする外国投資信託の信託財産に対して 年率 0.4%	毎日、左記の年率を日割で乗じた額を信託財産から控除します。
解約・一部解約などをされる場合にかかる費用	解約控除	契約日から10年未満に解約・一部解約または年金の一括支払をされる場合にかかる費用です。	契約日からの経過年数に応じ、解約控除対象額に対して 4.0%～0.4%	解約返戻金の支払時、年金の一括支払時に積立金から控除します。
遺族年金支払特約による年金のお支払いを行う場合にかかる費用	年金管理費	年金支払いの管理にかかる費用です。	支払年金額に対して 1%	遺族年金支払特約の年金支払開始日以後、年金支払日に責任準備金から控除します。

米ドルのお取
扱いにかかる
費用

- 保険料払込時に、銀行への振込手数料のほかにも手数料をご負担いただく場合があります。また、米ドル建ての年金などのお受け取りの際や円に交換してお引出しになる際に、手数料をご負担いただく場合があります。なお、手数料の金額については取扱金融機関などにより異なるため、表示することができません。
- 年金などを円でお受け取りになる場合には、所定の外国為替手数料をご負担いただくこととなります。このとき適用される年金円支払特約為替レート・円支払特約為替レートは、対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)と比べて、1 米ドルあたり60 銭の差がありますので、その差額が特約適用時のご負担となります。特約適用時の対顧客直物電信売買相場仲値(TTM)は、アリアンツ生命所定の金融機関が公示するその日の最初の対顧客直物電信売相場(TTS)と対顧客直物電信買相場(TTB)の中間の値となります。

※ 資産運用関連費用として、管理報酬(運用管理報酬および事務管理報酬が含まれます)およびルクセンブルクにおける信託財産にかかる租税(年次税)を記載しています。そのほかにも、有価証券の売買委託手数料などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や計算方法を確認することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニット価格に反映することになります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。

※ 資産運用関連費用は、運用手法の変更、運用資産額の変動などの理由により将来変更されることがあります。

※ 年金管理費、外国為替手数料は、将来変更されることがあります。

その他ご留意いただきたい事項について

- 解約返戻金には最低保証はありません。運用実績によっては一時払保険料を下回ることがあります。
- 年金支払開始後に、年金の一括支払をされた場合、お受け取り額の最低保証はありません(年金算出基準額を一括でお受け取りいただくことはできません。)

このプレスリリースは、「アクティブビジョンⅡ」の概要をご説明するものです。

この商品のご検討・お申込みに際しましては、「商品パンフレット」、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずご覧ください。